

平成25年瑞穂町教育委員会第3回定例会 会議録

平成25年3月28日瑞穂町教育委員会第3回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 戸田 祐佳 君 ・ 3番 清水 浩昭 君 ・ 4番 岩本 隆 君
5番 森田 義男 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長（再掲） 岩本 隆 君 ・ 教育部長 坂内 幸男 君 ・ 教育課長 吉野 久 君 ・ 指導課長 黒羽 次夫 君
社会教育課長 桶田 潔 君 ・ 図書館長 宮坂 勝利 君
庶務係長（事務局） 大沢 達哉 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第6号 瑞穂町社会教育備品の利用に関する規則

日程第4 議案第7号 瑞穂町教育委員会事務局処務規則の全部を改正する規則

- 日程第5 議案第8号 瑞穂町図書館処務規則
- 日程第6 議案第9号 瑞穂町教育委員会事務局事務決裁規程
- 日程第7 議案第10号 瑞穂町体育施設等予約システムの運用及び利用者登録に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第8 議案第11号 瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について
- 日程第9 議案第12号 瑞穂町社会教育委員の委嘱について
- 日程第10 報告事項1 平成25年度瑞穂町立学校教育課程編成について
- 日程第12 報告事項2 瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動について

開会 午前9時00分

森田委員長 ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年瑞穂町教育委員会第3回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

森田委員長 日程第1，会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、1番滝澤委員を指名いたします。

森田委員長 日程第2，委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告をお願いいたします。

岩本教育長 業務報告につきましては、別紙記載のとおりです。

森田委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

森田委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

森田委員長 日程第3，議案第6号，瑞穂町社会教育備品の利用に関する規則について，提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第6号，瑞穂町社会教育備品の利用に関する規則について，提案理由のご説明を申し上げます。社会教育備品のうち，利用料として一部の負担を求めるため，規則を制定する必要があるので，本案を提出するものです。

附則といたしまして，この規則は，平成25年4月1日から施行するものです。

詳細につきましては，担当者に説明させます。

社会教育課長 説明いたします。第1条は，趣旨です。社会教育の用に供する備品を利用することについての必要な事項を定めるものです。第2条，利用の手続について定めるものです。裏面をお開きください。第3条は，備品の種類及び利用料について定めるものです。第4条は，利用料の免除について定めるものです。第5条は，利用の制限について定めるものです。第6条は，利用の取消し等について定めるものです。第7条は，利用者の義務について定めるものです。第8条は，利用者の責任について定めるものです。第9条は，利用台帳の整備について定めるものです。第10条は，委任について定めるものです。

附則といたしまして，この規則は，平成25年4月1日から施行するものです。

別表は，第3条で定める利用料です。素焼き1回600円，本焼き1回1,400円とするものです。

以上，説明いたします。

森田委員長 以上で説明がおわりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

戸田委員 陶芸窯の利用は今まで無料だったということですが，どのような経緯で有料とされたのでしょうか。また，他にも有料のものはあるのでしょうか。

社会教育課長 今までは無料としてきましたが，受益者負担の原則もある中で，陶芸窯の利用には電気代がかかりますので，現在のような社会情勢の中で有料とさせていただきました。また，他の備品につきましては，状況に応じて受益

者負担を求めていくことになると考えています。

森田委員長 小学校に赴いた時、卒業生の花器などの陶芸作品が飾られており、大変すばらしいものでありました。各学校にも陶芸窯もあるのでしょうか。第4条に免除とありますが、小中学校が該当するということでしょうか。

教育課長 各小中学校に陶芸窯はありまして、年数回使用しているということです。

森田委員長 小学校にもあるということならよかった。できるなら使用してもらいたい。

森田委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第6号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第6号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第6号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第4、議案第7号、瑞穂町教育委員会事務局処務規則の全部を改正する規則、日程第5、議案第8号、瑞穂町図書館処務規則及び日程第6、議案第9号、瑞穂町教育委員会事務局事務決裁規程は関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 それでは、全委員の了承が得られましたので、一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第7号、瑞穂町教育委員会事務局処務規則の全部を改正する規則、議案第8号、瑞穂町図書館処務規則及び議案第9号、瑞穂町教育委員会事務局事務決裁規程について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

教育委員会事務局における決裁等について改めるため、規則及び訓令を改正又は制定する必要があるため、本案を提出するものです。

附則といたしまして、この規則及び訓令は、平成25年4月1日から施行するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

教育課長

説明いたします。はじめに、議案第7号、瑞穂町教育委員会事務局処務規則の全部を改正する規則です。事務決裁について改めるため、これまで規則に含まれていた専決事項及び図書館の処務について規程、規則として別に定めたため全部改正をするものです。第1条で目的を定め、第2条は組織を定めています。また、第2条では新たに臨時の組織の設置を明記、また、これまで本文中にありました組織を別表としました。第3条では職を定めています。これまでの規則を詳細にするとともに、所属を明記しています。第4条で職責を第5条で教育長の職務代理者を第6条で分掌事務を定めています。なお、分掌事務はこれまで本文中にありました文書事務内容を別表としました。第7条で庶務担当課を第8条で臨時的措置を定めています。なお、この2条項の間にこれまでありました、専決事項に関する3条項は新たに定める、瑞穂町教育委員会事務局決裁規程へ移行しました。

別表第1は第2条関係の組織を、別表第2は第4条関係の決裁権者を明示しています。

次に議案第8号、瑞穂町図書館処務規則です。これまで瑞穂町教育委員会事務局処務規則で定められておりました、図書館の処務を明確化するため、瑞穂町教育委員会事務局処務規則の改正と合わせ、新たに定めるものです。第1条で目的を定め、第2条で組織を第3条では職を第4条で職責を第5条で分掌事務を第6条で臨時的措置を定めています。これまでの瑞穂町教育委員会事務局処務規則で定められていた内容と大きな変更点はございません。

次に議案第9号、瑞穂町教育委員会事務局決裁規程です。これまで瑞穂町教育委員会事務局処務規則で定められておりました専決事項と新たに決裁権者や代理決裁を明確化するため、瑞穂町教育委員会事務局処務規則の改正と合わせ、新たに定めるものです。第1条では目的を、第2条では用語の定義を定めています。第3条では決裁の順序と合議の順序について定めています。第4条から第7条で決裁についての決裁権者について定めています。第8条から第11条では代決について定めています。第12条では事案決定へ関与すべき者を定めています。第13条では他の規程との関係を明記して

います。

別表第1は共通決裁事案ごと、別表第2は課ごとの個別決裁事案ごと、決裁すべき者、指定合議先及び通知先を明記しています。

今回の改正・制定で整理、明文化したことで、処務及び決裁について、職員の判断に頼っていた部分を統一化がなされます。

以上で説明といたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより一括質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

各委員 質疑なし。

森田委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第7号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第7号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第7号は原案どおり可決されました。つづいて、これより議案第8号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第8号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第8号は原案どおり可決されました。つづいて、これより議案第9号に対する討論を

行います。

各委員 討論なし。

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第9号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第9号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第7、議案第10号、瑞穂町体育施設等予約システムの運用及び利用者登録に関する規則の一部を改正する規則を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第10号、瑞穂町体育施設等予約システムの運用及び利用者登録に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。

利用者への利便性を考慮し円滑な運営のため、規則を改正する必要があるため、本案を提出するものです。

附則といたしまして、第1項、この規則は、公布の日から施行するものです。関連して第2項及び第3項で瑞穂町体育施設条例施行規則と瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

社会教育課長 説明いたします。新旧対照表をご覧ください。第5条第2項に次のただし書きを加えます。「ただし、第11条第4項の規定による申出をする場合の貸与は、この限りでない。」第11条中第6項を第7項とし、同条第5項中「第3項」の次に「又は第4項」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前項に規定する申出」を「前2項の規定による申出」に、「体育施設条例第4条第2項及びビューパーク条例第5条第1項の」を「施行規則第4条第1項及び瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例施行規則（平成2年規則第10号）第4条1項に規定する」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加えます。「第4項、予約申込者が前項

の窓口に来ることができない場合は、当該予約申込者以外の者が当該予約申込者の登録証を持参し、当該窓口において施設予約の確定を申し出ることができる。」。第13条第1項中「第11条第3項」の次に「又は第4項」を加えます。

附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するものです。瑞穂町体育施設条例施行規則の一部を次のように改正します。新旧対照表をご覧ください。第4条第3項を次のように改めます。「第3項、体育施設を使用しようとする者は、瑞穂町体育施設等予約システムの運用及び利用者登録に関する規則の規定により施設予約をすることができる。」

瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正します。新旧対照表をご覧ください。第4条第4項後段を削ります。

以上、説明といたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

各委員 質疑なし。

森田委員長 ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第10号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第10号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第10号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第8、議案第11号、瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第11号、瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町教育相談室設置規則第3条第3項の規定に基づき、別紙の者を任命したいので、本案を提出するものです。一枚おめくりください。氏名 安藤奈々子、裏面をご覧ください。加藤智、右側をご覧ください。平田尚寛、裏面をご覧ください。石川建次、右側をご覧ください。安田良子、裏面をご覧ください。安田裕子、右側をご覧ください。隅田慎吾、生年月日、住所及び略歴は記載のとおりです。

なお、任期につきましては、平成25年4月1日から平成26年3月31日までです。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

戸田委員 本日7名の方々が相談員として挙げられていますが、各学校に1名入ることなののでしょうか。また、任期が1年となっておりますが、継続して雇用したほうが効果的だと思います。

指導課長 教育相談員は各校に配置されますが、勤務は週4日でその内2日間学校で勤務します。常駐は東京都の予算で動いているスクールカウンセラーになります。また、教育相談員は嘱託員として雇用しておりまして、町の規則上、1年ごとの更新となり、4回まで更新ができますので5年間雇用できます。

森田委員長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。人事案件でありますので、討論を省略いたします。それではお諮りいたします。議案第11号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第11号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第9、議案第12号、瑞穂町社会教育委員の委嘱について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第12号、瑞穂町社会教育委員の委嘱について提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町社会教育委員の任期が平成25年3月31日任期満了となるため、瑞穂町社会教育委員の設置及び委員の報酬に関する条例第2条の規定により、別紙の者を委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。氏名、飯田弘、石山正志、久保田敢司、島田千晴、田中勝、堀池佳子、牧野壽義、村上豊子、山田敏行、住所及び

生年月日は記載のとおりです。島田氏及び山田氏以外の方は再任です。

なお、任期は平成25年4月1日より平成27年3月31日までです。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

各委員 質疑なし。

森田委員長 ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。人事案件でありますので、討論を省略いたします。それではお諮りいたします。議案第12号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第12号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第10、報告事項1、平成25年度瑞穂町立学校教育課程編成について、を議題とします。教育長より説明願います。

岩本教育長 報告事項1、平成25年度瑞穂町立学校教育課程編成についてご報告申し上げます。

平成25年度瑞穂町立学校の教育課程編成の届けが、小・中学校からありましたので、報告するものです。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質問にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

清水委員 学力向上や健全育成などの3本柱で各学校から教育課程編成が提出されていますが、提出する際に、教育長のところに来て変更点等の説明が学校長からあるのでしょうか。

指導課長 教育委員会から教育目標の案を示し、1月の校長連絡会において方針を示します。それを受けて各学校が教育課程を編成します。一度、各学校から相談という形で指導主事が受けます。それが2回になったりもします。その後、最終段階の教育課程編成を受理し、教育長決裁を受け本日報告事項として提出しています。

森田委員長 ほかにご質問もないようですので、質問を終結いたします。報告事項1を承認いたします。つづいて、日程第11、報告事項2、瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動について、を議題とします。教育長より説明願います。

岩本教育長 報告事項2，瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動についてご報告申し上げます。
平成25年4月1日付の瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動について別紙のとおり，報告するものです。
森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質問にはいりません。何かご質問はございませんでしょうか。
各委員 質問なし。
森田委員長 質問もないようですので，質問を終結いたします。報告事項2を承認いたします。以上をもちまして，本定例会に付議された案件は，すべて終了いたしました。これにて平成25年瑞穂町教育委員会第3回定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会 午前9時33分

この会議録は，書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員